

新潟県
狂犬病発生時対応指針

平成31年（2019年）3月
新潟県福祉保健部

はじめに

狂犬病は人を含めすべての哺乳類が感染する人と動物の共通感染症であり、発症すればほぼ 100%死に至る。現在でも治療法はなく、発症前に狂犬病であるのか診断する方法も開発されていない。人への感染は、狂犬病ウイルスに感染した動物に咬まれることなどにより成立するが、その主な感染源は犬である。

日本国内でも戦後間もない頃は、年間 800 頭を超える犬の狂犬病が発生していたが、昭和 25 年に制定された狂犬病予防法により犬の登録と予防注射を義務づけ、野犬捕獲を徹底したことにより、昭和 32 年を最後に狂犬病の発生は確認されていない。しかし、近年は狂犬病が過去の病気となり、犬の登録率、予防接種率ともに低下し、狂犬病が国内に再侵入した際のまん延が懸念されている。

一方海外では、毎年 4～5 万人もの人が狂犬病により命を落としており、世界中の多くの国が狂犬病流行国である。隣国であるアジア諸国では犬の狂犬病を征圧できておらず、欧米諸国でも野生動物の間で狂犬病が流行し問題となっている。

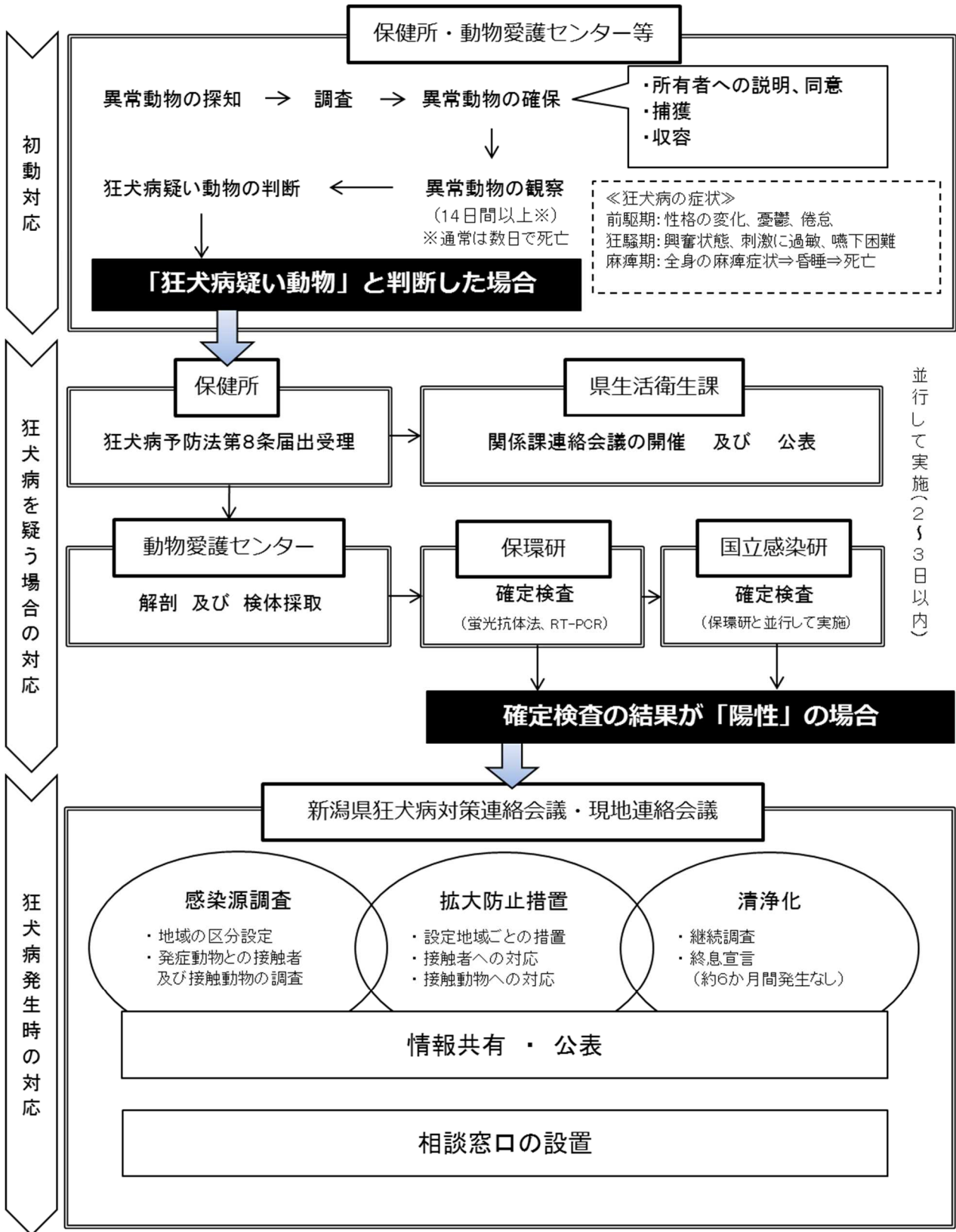
近年、以前にも増して人や動物の移動は活発となっており、様々な感染症が海外から持ち込まれる中、厚生労働省は狂犬病の発生及びまん延を防ぐべく、狂犬病対応ガイドラインを策定している。また、都道府県等に対し、マニュアルなどを策定し、狂犬病発生時における対応手順や施策内容を定めるよう求めている。

このようなことから、万が一、県内で狂犬病が発生した場合に備え、県内関係機関が連携してまん延防止のための対応がとれるよう、「新潟県狂犬病発生時対応指針」をまとめた。

今後この指針を基に、より具体的な対応が取れるよう、マニュアルの整備等さらなる検討を行っていききたい。

平成 31 年（2019 年） 3 月
新潟県福祉保健部長 藤山 育郎

新潟県狂犬病発生時対応指針の概要



目次

I 総論	
1 趣旨	1
2 用語	1
II 初動対応	
1 獣医師あるいは所有者等から異常動物に関する通報があった場合	1
2 医療機関から国内感染を疑う人の狂犬病発生届があった場合	2
III 狂犬病を疑う場合の対応	
1 狂犬病疑い動物の判断	3
2 届出	3
3 確定検査	3
4 関係課連絡会議の開催及び公表	4
IV 狂犬病発生時の対応	
1 連絡会議の設置	5
2 適切な対策を講ずるための調査	5
3 狂犬病の拡大防止のための措置	6
4 清浄化に向けての調査・措置	6
V 新潟市又は他都道府県で狂犬病（疑い）が発生した場合の対応	
1 新潟市で発生した場合	6
2 他都道府県で発生した場合	7

別紙

別紙 1-1	獣医師あるいは所有者等から異常動物に関する通報があった場合におけるフロー図
別紙 1-2	医療機関から国内感染を疑う人の狂犬病発生届があった場合におけるフロー図
別紙 1-3	狂犬病を疑う場合における対応のフロー図
別紙 1-4	確定検査におけるフロー図
別紙 2	関係機関一覧
別紙 3	連絡会議の構成及び主な役割
別紙 4	相談窓口一覧
別紙 5	狂犬病の拡大防止のための措置

I 総論

1 趣旨

この指針は、本県における犬、猫、あらいぐま、きつね又はスカンクの狂犬病疑いの探知から確定検査による狂犬病の確定と清浄化までの対応について、適切かつ円滑に実施することを目的に策定した。

2 用語

本指針で使用する用語は、表1のとおりとする。

表1 指針で使用する用語の解説

分類	用語	解説
法令	法	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)
	政令	狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)
	感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
県	県生活衛生課	福祉保健部生活衛生課
	県健康対策課	福祉保健部健康対策課
	保健所等	12保健所、動物愛護センター、動物保護管理センター
	県の収容施設	動物愛護センター、動物保護管理センター、佐渡保健所
	保環研	保健環境科学研究所
国	厚生省結核感染症課	厚生労働省健康局結核感染症課
	国立感染研	国立感染症研究所
人	予防員	法第3条第1項に基づき、知事が任命した狂犬病予防員
動物	犬等	犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク
	異常動物	狂犬病を否定できない異常があり、予防員による観察が必要な犬等
	狂犬病疑い動物	予防員による観察中に死亡又は狂犬病を疑う症状を認めた犬等
	狂犬病発症動物	確定検査により狂犬病陽性と判定された犬等

II 初動対応

異常動物を診察した獣医師あるいは所有者等から、保健所等に対し、異常動物に関する通報があった場合、若しくは感染症法に基づき、医療機関から保健所に人の狂犬病の発生届があり、届出の感染地域から国内感染を疑う場合は、以下の対応を行う。

対応フローは別紙1-1及び1-2のとおり。

1 獣医師あるいは所有者等から異常動物に関する通報があった場合

(1) 調査及び関係機関への連絡

① 通報を受けた保健所等

通報を受けた保健所等は、獣医師あるいは所有者等に対して速やかに聞き取り調査を行い、県生活衛生課に報告する。調査にあたっては、感染拡大を考慮して、異常動物と接触があった人及び犬等の把握も行う。

いずれの調査も、予防員と感染症担当者が連携して行う。

また、通報を受けた旨を異常動物の飼育地又は捕獲地の市町村に情報提供す

る。

② 県生活衛生課

県生活衛生課は、保健所等の調査結果について厚労省結核感染症課及び知事に報告し、別紙2のうち、県の機関、協力機関及び新潟市へ情報提供する。

(2) 異常動物の收容、保管及び観察

① 異常動物が死亡している場合

獣医師等から死亡した異常動物に関する通報を受けた場合には、県の收容施設の予防員は、異常動物の死体を收容する。

なお、異常動物の所有者が判明している場合には、所有者の同意を得た上で、死体の引き渡しを求める。

② 異常動物の所有者が判明した場合

保健所等の予防員は、異常動物を県の收容施設で保管することを所有者に説明し、同意を得る。

③ 異常動物がけい留されていない場合

県の收容施設の予防員は、必要に応じて関係機関に協力を求め、異常動物をただちに捕獲し、県の收容施設で保管する。

④ 観察

県の收容施設の予防員は、異常動物の状況を確実に把握するため、異常動物の観察を行う。観察は他の動物から隔離した状態で、保健所の予防員も含め、複数の予防員で行う。

観察期間は、観察中に異常動物が死亡した場合又は異常動物に狂犬病を疑う症状を認め、確定検査のための致死処分を行う必要があると判断した場合を除き、異常動物を保管してから14日間以上とする。

2 医療機関から国内感染を疑う人の狂犬病発生届があった場合

(1) 調査及び情報収集

① 保健所等

届出を受理した保健所は、感染症法に基づき、患者及びその関係者への積極的疫学調査を行い、県生活衛生課及び県健康対策課に速やかに報告する。

調査は保健所の予防員、感染症担当者及び動物愛護センター又は動物保護管理センターが連携して行う。

② 県生活衛生課

県生活衛生課は、新潟県獣医師会を通じて動物病院に対して国内感染を疑う人の狂犬病が発生した旨の情報提供を行い、異常動物に関する情報収集を行う。

③ 県健康対策課

県健康対策課は、新潟県医師会及び郡市医師会を通じて、医療機関に対して国内感染を疑う人の狂犬病が発生した旨の情報提供を行い、人の狂犬病の可能性を念頭においた診療及び人の狂犬病と診断した場合の届出の徹底を依頼する。

(2) 異常動物の探知

① 県内での感染が疑われる場合

積極的疫学調査の結果から、感染が起こったと推定される地域を管轄する保健所等の予防員は、動物愛護センター又は動物保護管理センターと連携し、パトロール等により、異常動物に関する調査を行う。

調査の結果、県内で異常動物を探知した場合には、Ⅱ-1「獣医師あるいは所有者等から異常動物に関する通報があった場合の対応」を行う。

② 県外での感染が疑われる場合

積極的疫学調査の結果、患者が県外で感染した可能性が疑われる場合には、県生活衛生課は当該自治体に対し情報提供を行う。

Ⅲ 狂犬病を疑う場合の対応

予防員による観察期間中に異常動物が死亡した場合又は異常動物に狂犬病を疑う症状が認められた場合、あるいは県の収容施設が異常動物の死体を収容した場合には以下の対応を行う。

対応フローは別紙1－3「狂犬病を疑う場合における対応のフロー図」のとおり。

1 狂犬病疑い動物の判断

予防員による観察期間中に異常動物が死亡した場合又は異常動物に狂犬病を疑う症状が認められた場合、あるいは異常動物の死体を収容した場合には、県の収容施設の予防員は「異常動物」を「狂犬病疑い動物」と判断する。

2 届出

(1) 県の収容施設

狂犬病疑い動物と判断した場合には、県の収容施設の予防員は、当該動物の捕獲地又は飼育地を管轄する保健所長に対し、法第8条第1項に基づく届出を行う。

獣医師等から通報を受けて異常動物の死体を収容した場合には、異常動物を診察した獣医師に対し、動物の捕獲地又は飼育地を管轄する保健所長へ法第8条第1項に基づく届出を行うよう依頼する。

(2) 動物の捕獲地等を管轄する保健所

届出を受理した保健所長は、法第8条第2項に基づき、速やかに県生活衛生課に報告し、管轄の市町村に情報提供する。

また、狂犬病疑い動物の確定検査の実施を決定する。

なお、積極的疫学調査で狂犬病疑い動物と接触した者を探知した場合には、狂犬病暴露後発症予防（=post-exposure prophylaxis、以下、「PEP」という。）の実施可能な医療機関において医師による診察及びPEPを受けるよう指示する。

(3) 県生活衛生課

県生活衛生課は、速やかに知事に報告し、法第8条第3項に基づき、狂犬病疑いが発生した旨を厚労省結核感染症課に報告し、隣接県に通報する。

また、別紙2の関係機関に情報提供する。

(4) その他の保健所

県生活衛生課から情報提供を受けたその他の保健所は、管轄の市町村に情報提供する。

3 確定検査

(1) 狂犬病疑い動物が死亡している場合

狂犬病疑い動物が死亡している場合は、速やかに確定検査を行う。

狂犬病疑い動物の所有者が判明している場合には、県の収容施設の予防員は所有者の同意を得た上で、死体の引き渡しを求める。

(2) 狂犬病疑い動物が生存している場合

県の収容施設の予防員は、所有者の同意を得た上で、狂犬病疑い動物の致死処分を行う。

致死処分の際は、政令第5条に基づき任命した評価人による処分前評価を行う。

(3) 確定検査の実施

確定検査は、原則として保環研で行うが、初発例については、並行して国立感染症研でも確定検査を実施し、以下の対応を行う。

対応フローは別紙1-4「確定検査における対応のフロー図」のとおり。

① 保健所

保健所長は県生活衛生課長に対し、確定検査の実施を依頼する。

② 県生活衛生課

県生活衛生課長は、保健環境科学研究所長に対し、確定検査の実施を依頼するとともに、動物愛護センター長に対して解剖及び検体採取を指示する。

③ 動物保護管理センター、佐渡保健所

狂犬病疑い動物が動物保護管理センター又は佐渡保健所に収容されている場合には、動物保護管理センター又は佐渡保健所の予防員は、動物愛護センターと連携して、致死処分した狂犬病疑い動物の死体を動物愛護センターに搬入する。

④ 動物愛護センター

動物愛護センターの予防員は、狂犬病疑い動物の死体を解剖して検査に必要な部位を採取し、保環研ウイルス科へ搬送する。

⑤ 保環研

保環研は、送付方法等について国立感染症研と事前調整し、検体を送付する。

保環研で行う検査方法は、直接蛍光抗体法及びRT-PCR法とし、検査結果が判明した時は、速やかに県生活衛生課長に報告する。

(4) 検査結果の判定

県生活衛生課長は、厚労省結核感染症課と協議の上、保環研の検査結果と国立感染症研の検査結果から狂犬病の判定を行う。

陽性と判定した場合、県生活衛生課長は検査結果を速やかに知事に報告し、別紙2の関係機関に情報提供する。

4 関係課連絡会議の開催及び公表

(1) 関係課連絡会議

県生活衛生課は、保健所長から法第8条第1項に基づく届出を受理した旨の報告を受けた時には、関係課連絡会議を開催する。県生活衛生課長は、速やかに表2の構成員を招集して会議を開催し、当該事案に関する経緯の説明と、狂犬病発生確定時の各課の対応について確認を行う。

表2 関係課連絡会議の構成

構成員		担当係
福祉保健部	福祉保健課長	総務係
	医務薬事課長	薬務係
	健康対策課長	感染症対策係
	生活衛生課長	動物愛護・衛生係
県民生活・環境部	環境企画課長	鳥獣保護係
農林水産部	畜産課長	家畜衛生係
防災局	危機対策課長	危機対策第2
知事政策局	広報広聴課長	企画調整係

事務局	福祉保健部生活衛生課
-----	------------

(2) 公表

県生活衛生課は、保健所長から法第8条第1項に基づく届出を受理した旨の報告を受けた時には、狂犬病疑いが発生した旨を公表する。

なお、公表は厚労省結核感染症課と同時に行うよう事前調整する。

IV 狂犬病発生時の対応

確定検査の結果が陽性の場合、国では厚労省結核感染症課を中心とする中央連絡会議が設置される。県では以下の対応を行う。

1 連絡会議の設置

(1) 新潟県狂犬病対策連絡会議

福祉保健部長は、新潟県狂犬病対策連絡会議（以下、「県連絡会議」という。）を設置し、速やかに会議を開催する。県連絡会議の構成及び構成課等の主な役割は別紙3のとおりとする。

また、県連絡会議は、現地連絡会議へ適切な措置を講ずるための調査の実施を指示し、その調査結果に基づき、狂犬病発生の拡大防止のための措置を決定する。

(2) 現地連絡会議

現地保健所長は、現地連絡会議を設置し、速やかに会議を開催する。現地連絡会議の構成及び構成課等の役割は別紙3のとおりとする。

現地連絡会議は、県連絡会議の指示に基づき、疫学調査及び狂犬病の拡大防止のための措置を実施する。措置等の実施にあたっては、市町村、協力機関等に必要な協力を要請する。

(3) 公表

県連絡会議は、速やかに狂犬病が発生した旨を公表する。

なお、公表は厚生労働省と同時に行うよう事前調整する。

(4) 相談窓口の設置

県連絡会議及び現地連絡会議のうち、別紙4の機関は、県民を対象とした狂犬病に関する相談窓口を設置する。

2 適切な対策を講ずるための調査

(1) 感染源・接触犬等の調査

現地連絡会議は、以下の調査を行う。

- ・ 狂犬病発症動物への感染源に対する調査
- ・ 狂犬病発症動物等（※）との接触動物の調査
- ・ 狂犬病発症動物等（※）との接触者の調査

※調査により判明した、初発動物を起点とする一連の接触動物をいう。

(2) 対策を講ずる地域の区分設定

県連絡会議は、現地連絡会議の調査結果に基づき、狂犬病の拡大防止のための対策を実施する地域を設定する。

地域の区分は狂犬病発症動物の飼育地又は捕獲地に基づき、県内の地域を3つに分類する。

- ・ 第1エリア（狂犬病の発生が確認された市町村）
- ・ 第2エリア（第1エリアと隣接する市町村）
- ・ 第3エリア（第1エリアと第2エリアを除く県内の市町村）

3 狂犬病の拡大防止のための措置

県連絡会議及び現地連絡会議は調査結果に基づき、別紙5の措置を実施する。

なお、法に基づく措置を実施する場合には、厚労省結核感染症課と協議の上、実施する。

4 清浄化に向けての調査・措置

(1) 継続調査等

① モニタリング調査の強化

県連絡会議及び現地連絡会議は、第1～3エリアにおいて感染（疑いを含む）動物、野生動物、死亡動物などを対象とし、モニタリング調査を継続する。

② 封じ込め対応の継続

予防員は、けい留されていない犬の抑留を徹底する。また、飼育犬に対しては、適正飼育を推進するとともに、無登録の犬や狂犬病予防注射未接種の犬には登録及び予防注射を受けるよう指導を徹底する。

③ 感染（疑いを含む）動物及び患者の届出の周知徹底

県連絡会議は、新潟県獣医師会及び新潟県医師会に対し、狂犬病（疑いを含む）と診断した場合の迅速な届出を依頼する。

(2) 事案対応の終息

県連絡会議は、一定期間（約6か月間）、新たな感染動物及び患者の発生がないことを確認の上、「終息」とする。

V 新潟市又は他都道府県で狂犬病（疑い）が発生した場合の対応

新潟市又は他都道府県で狂犬病（疑い）が発生した場合には、以下の対応を行う。

1 新潟市で発生した場合

(1) 関係機関等への連絡

新潟市から法第8条第2項に基づく報告を受けた県生活衛生課は、速やかに知事に報告し、法第8条第3項に基づき、厚労省結核感染症課に報告し、別紙2の隣接県に通報する。

また、別紙2の関係機関へ情報提供する。

県生活衛生課から連絡を受けた保健所は、管轄の市町村に情報提供する。

(2) 関係課連絡会議の開催及び公表

新潟市から法第8条第2項に基づく報告を受けた時は、Ⅲ－3「関係課連絡会議の開催及び公表」の対応を行う。

(3) 県連絡会議の設置

新潟市から確定検査陽性の報告を受けた時は、福祉保健部長は、県連絡会議を設置し、速やかに会議を開催する。

県連絡会議は、Ⅳ－2－(2)「対策を講ずる地域の区分設定」に基づき県内のエリアを分類し、厚労省結核感染症課と協議の上、野生動物や死亡動物などを対象としたモニタリング調査の内容を決定する。

また、狂犬病が発生した旨を速やかに公表する。

(4) モニタリング調査の実施

保健所等は、現地連絡会議の構成課及び協力機関と連携し、県連絡会議が決定した内容に従い、モニタリング調査を実施する。

調査の結果、異常動物を発見した場合には、Ⅱ－1「獣医師あるいは所有者等か

ら異常動物に関する通報があった場合」の対応を行う。

(5) 相談窓口の設置

別紙4の機関は、相談窓口を設置する。

2 他都道府県で発生した場合

(1) 関係機関等への連絡

隣接県からの通報又は厚労省結核感染症課からの連絡を受けた県生活衛生課は、速やかに知事に報告し、別紙2の関係機関へ情報提供する。

県生活衛生課から連絡を受けた保健所等は、管轄の市町村に情報提供する。

(2) 積極的な情報収集

県生活衛生課は、厚労省結核感染症課又は狂犬病が発生した都道府県から積極的に情報収集を行い、関係機関への情報提供に努める。

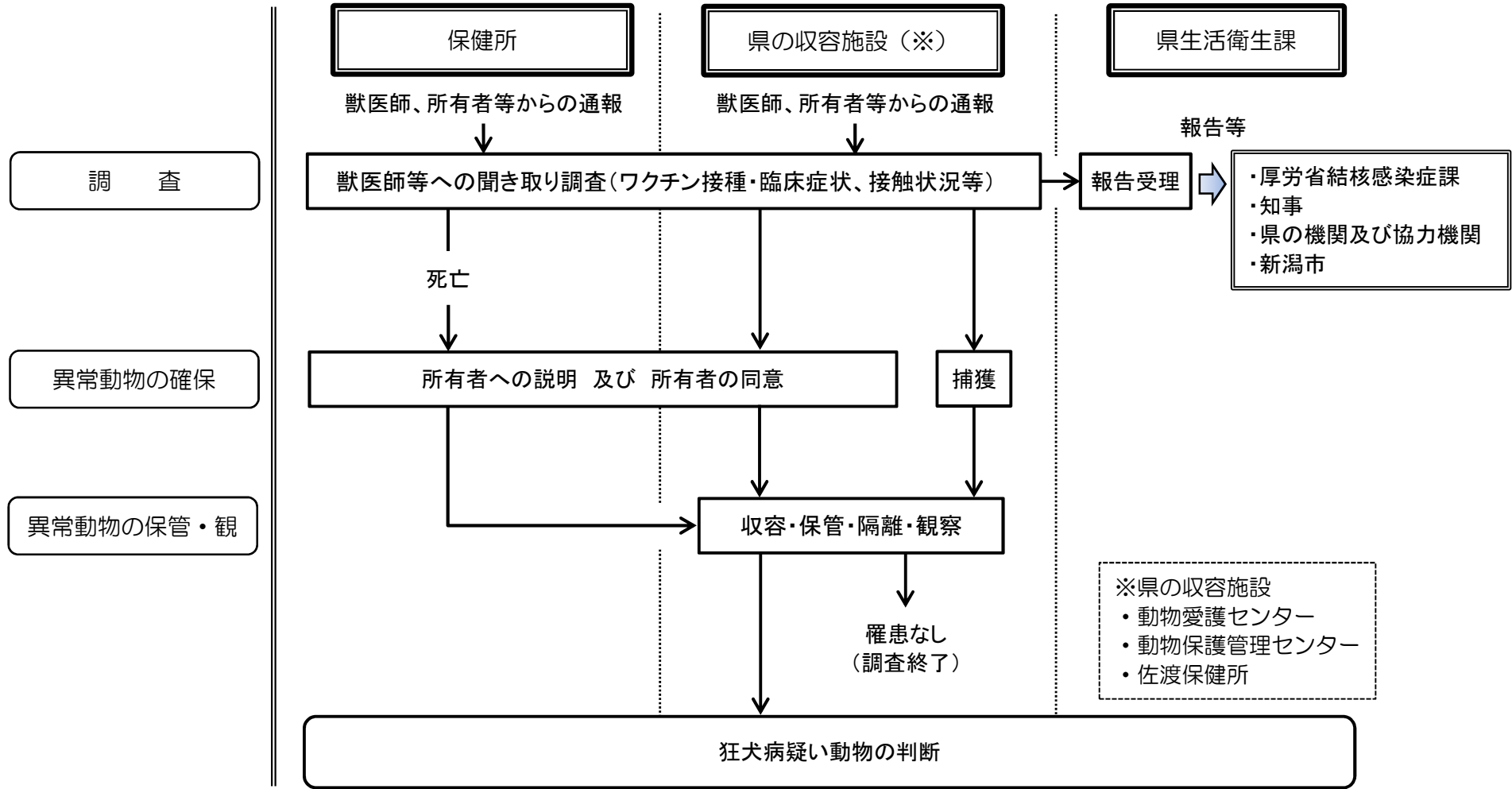
(3) モニタリング調査

県生活衛生課は、V-1「新潟市で発生した場合」に準じて、モニタリング調査の内容を決定する。

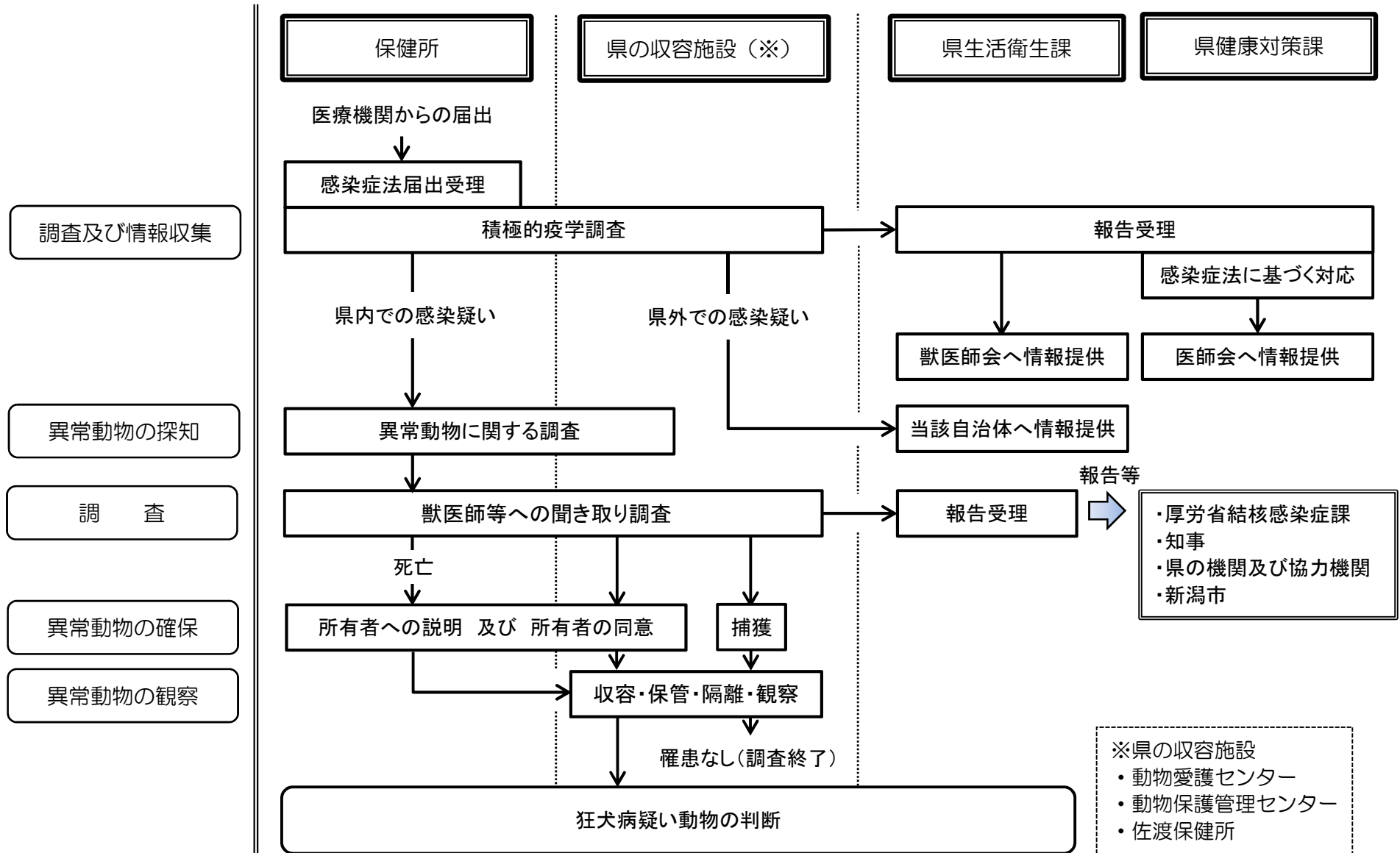
保健所等は、県生活衛生課が決定した内容に従い、モニタリング調査を実施する。

調査の結果、異常動物を発見した場合には、II-1「獣医師あるいは所有者等から異常動物を発見した旨の通報があった場合」の対応を行う。

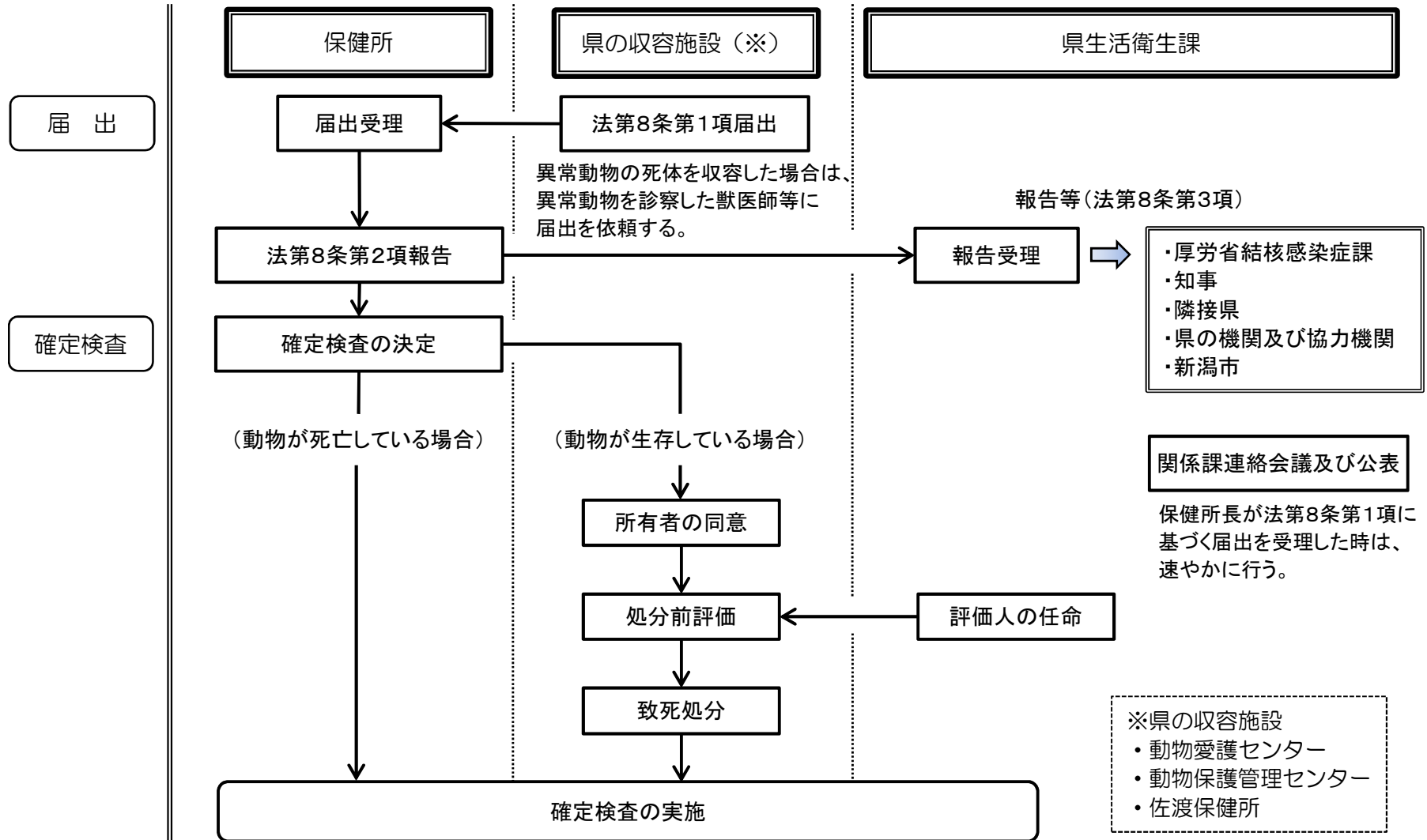
獣医師あるいは所有者等から異常動物に関する通報があった場合におけるフロー図



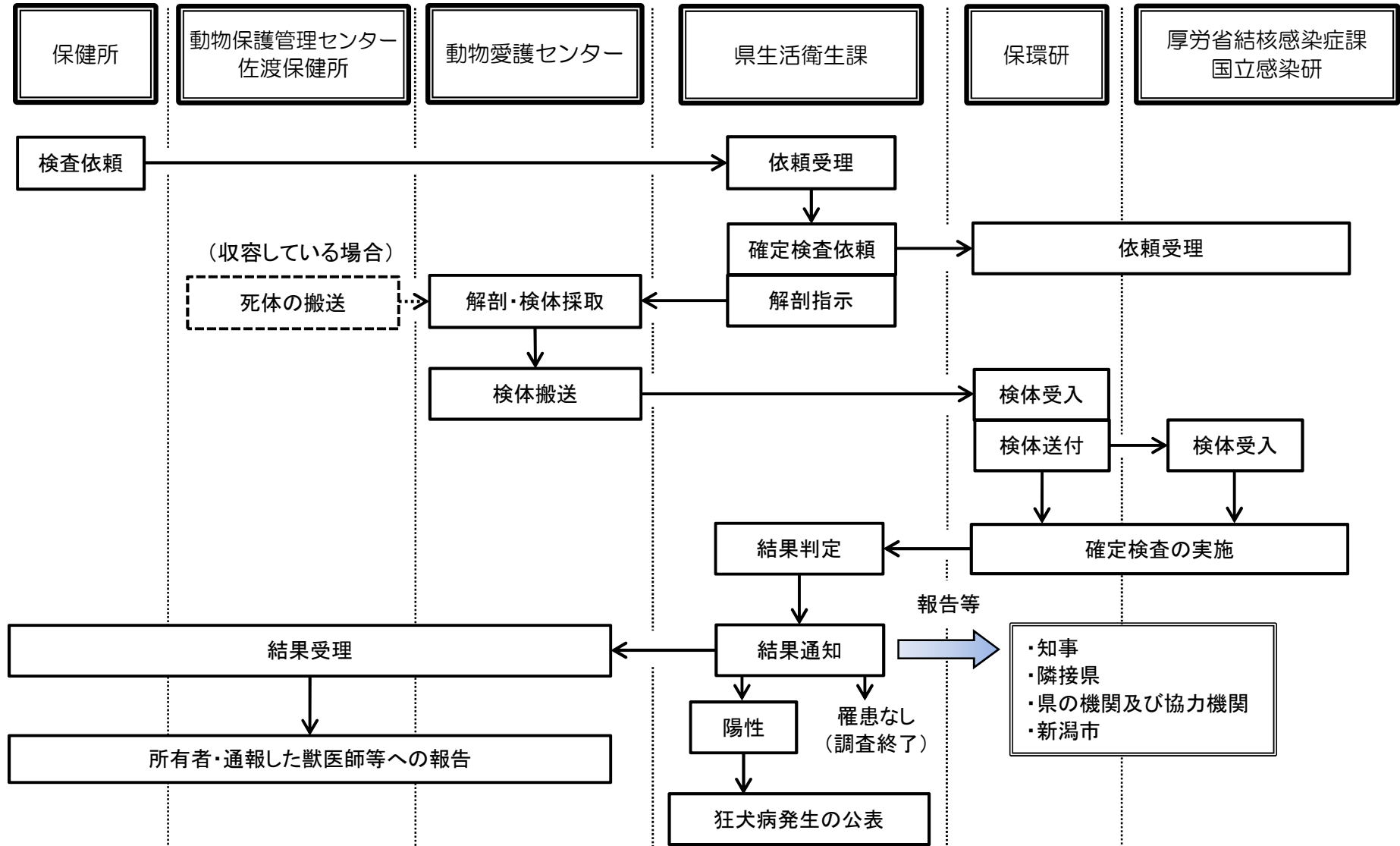
医療機関から国内感染を疑う人の狂犬病発生届があった場合におけるフロー図



狂犬病を疑う場合の対応におけるフロー図



確定検査におけるフロー図

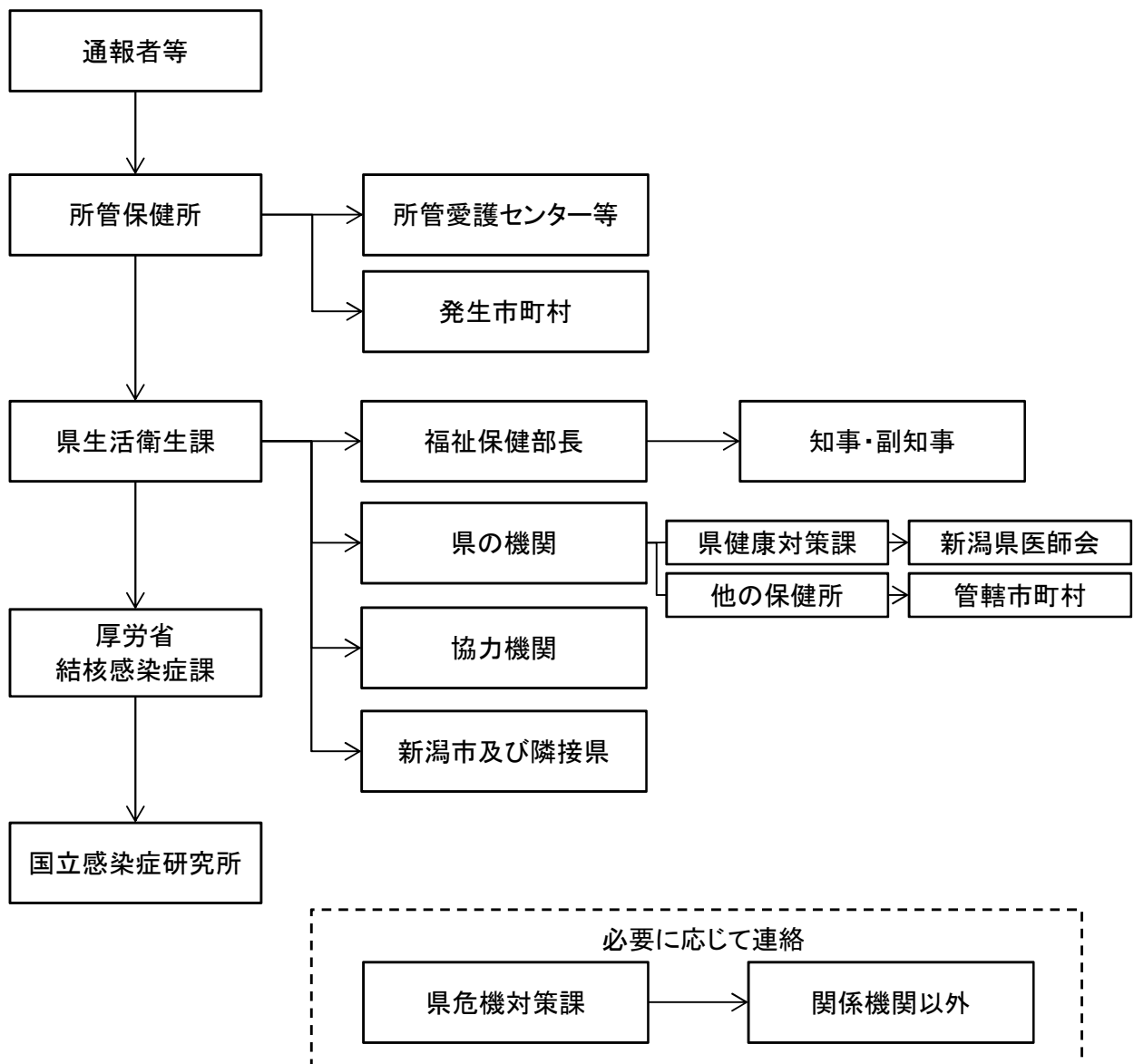


関係機関一覧

	機関名	電話番号	連絡のタイミング		
			初動対応	狂犬病(疑い)発生時	
国	厚生労働省健康局 結核感染症課	03-5253-1111	○	○	
	国立感染症研究所	03-5285-1111	厚生労働省から連絡		
県の機関	福祉保健部	福祉保健課	025-280-5173	○	○
		医務薬事課	025-280-5187	○	○
		健康対策課	025-280-5200	○	○
		生活衛生課	025-280-5206	○	○
	県民生活・環境部 環境企画課	025-280-5152	○	○	
	農林水産部 畜産課	025-280-5308	○	○	
	防災局 危機対策課	025-282-1636	○	○	
	知事政策局 広報広聴課	025-280-5013	○	○	
	保健環境科学研究所	025-263-9414	○	○	
	動物愛護センター	0258-21-5501	○	○	
	下越動物保護管理センター	0254-24-0207	○	○	
	上越動物保護管理センター	025-525-9263	○	○	
	村上地域振興局健康福祉部	0254-53-3151	○	○	
	新発田地域振興局健康福祉環境部	0254-26-9165	○	○	
	新潟地域振興局健康福祉部	0250-22-5171	○	○	
	三条地域振興局健康福祉環境部	0256-36-2360	○	○	
	長岡地域振興局健康福祉環境部	0258-33-4930	○	○	
	魚沼地域振興局健康福祉部	025-792-1145	○	○	
	南魚沼地域振興局健康福祉環境部	025-772-2457	○	○	
	十日町地域振興局健康福祉部	025-757-2400	○	○	
	柏崎地域振興局健康福祉部	0257-22-4165	○	○	
上越地域振興局健康福祉環境部	025-524-6133	○	○		
糸魚川地域振興局健康福祉部	025-552-1783	○	○		
佐渡地域振興局健康福祉環境部	0259-74-3398	○	○		

協力機関	新潟県警 生活安全部生活保安課	025-285-0110	○	○
	新潟県警 交通部交通規制課	025-280-0110	○	○
	公益社団法人 新潟県獣医師会	025-284-9298	○	○
	一般社団法人 新潟県医師会	025-223-6381	○	○
	新潟県動物薬品器材協会	025-250-6214	○	○
	一般社団法人 新潟県動物愛護協会	025-284-8201	○	○
新潟市動物愛護センター		025-288-0017	○	○
隣接県	山形県危機管理くらし安全局食品安全衛生課	023-630-2677	—	○
	福島県保健福祉部食品生活衛生課	024-521-7245	—	○
	群馬県健康福祉部食品・生活衛生課	027-226-2445	—	○
	長野県健康福祉部食品・生活衛生課	026-235-7154	—	○
	富山県厚生部生活衛生課	076-444-3230	—	○

関係機関への連絡経路



連絡会議の構成及び主な役割

1 新潟県狂犬病対策連絡会議

議長 (福祉保健部長)	
(構成課)	(主な役割)
福祉保健部 福祉保健課	(1) 福祉保健部内の連絡調整
福祉保健部 医務薬事課	(1) 新潟県医薬品卸組合への情報提供 (2) ヒト用狂犬病ワクチン(国有ワクチン)に係る事務(厚生労働省との調整を含む)
福祉保健部 健康対策課	(1) 医療機関、県医師会との連絡調整 (2) 患者及び接触者情報の集約、患者受入可能機関の把握 (3) 医療機関に対する診断・治療を支援するための情報提供 (4) 感染症法に基づく措置の実施
福祉保健部 生活衛生課	(1) 県連絡会議の事務局設置 (2) 情報収集及び分析と法に基づく命令、措置の決定 (3) マスコミ対応 (4) 動物用狂犬病ワクチンに係る事務(厚生労働省との調整を含む) (5) 国、隣接県、新潟市、保健所、県獣医師会等との連絡調整
県民生活・環境部 環境企画課	(1) 野生動物への対応(情報収集、捕獲の許可及び捕獲への協力) (2) 鳥獣保護管理員及び狩猟者への情報提供
農林水産部 畜産課	(1) 異常家畜が発見された場合の対応 (2) 畜産農家への情報提供
防災局 危機対策課	(1) 情報収集及び分析 (2) 関係機関以外との連絡調整
知事政策局 広報広聴課	(1) 県民への情報提供・広報
(協力機関)	(主な役割)
新潟県警生活安全部 生活保安課	(1) 狂犬病予防法違反の取締り
新潟県警交通部 交通規制課	(1) 交通のシャ断又は制限への協力
公益社団法人 新潟県獣医師会	(1) 狂犬病予防注射、一斉検診等の協力
一般社団法人 新潟県医師会	(1) 咬傷被害者への治療
新潟県動物薬品器材協会	(1) 動物用狂犬病ワクチンの供給に関する協力
一般社団法人 新潟県動物愛護協会	(1) 動物の飼い主へ正しい知識の普及・啓発
(政令指定都市)	(主な役割)
新潟市保健所	(1) 新潟市内の対応

2 現地連絡会議

議長 (保健所長)	
(構成課等)	(主な役割)
庶務課 企画調整課	(1) 所要経費の確保、支出に関する事務
医薬予防課 地域保健課	(1) 積極的疫学調査の実施 (2) 接触者への対応と医療機関への情報提供 (3) 相談窓口の設置
生活衛生課 衛生環境課	(1) 県連絡会議との連絡調整 (2) 管内関係機関、団体等との連絡調整 (3) 情報整理 (4) 相談窓口の設置 (5) 疫学調査の実施、収集した情報の分析 (6) 法に基づく措置(交通のしゃ断又は制限等)の実施
動物愛護センター 動物保護管理センター	(1) 相談窓口の設置 (2) 疫学調査の実施 (3) けい留されていない犬の抑留・観察等 (4) 汚染施設・器具の消毒
衛生環境課 環境センター環境課	(1) 野生動物への対応(情報収集、捕獲への協力) (2) 鳥獣保護管理員及び狩猟者への情報提供
家畜保健衛生所	(1) 異常家畜が発見された場合の対応 (2) 畜産農家への情報提供
(協力機関)	(主な役割)
警察署	(1) 感染(疑い)動物の捕獲への協力(住民保護対策) (2) 交通のしゃ断又は制限への協力 (3) 住民の混乱を避けるための対策
市町村職員	(1) けい留されていない犬の捕獲の協力 (2) 法に基づく措置の協力 (3) 感染防止の啓発の協力 (4) 野生動物の捕獲の許可及び捕獲への協力 (5) 住民への広報の協力
県獣医師会支部	(1) 狂犬病予防注射、一斉検診等の協力
郡市医師会	(1) 咬傷被害者への治療
県動物愛護協会支部	(1) 動物の飼い主へ正しい知識の普及・啓発

相談窓口一覧

相談内容	機関	電話番号
犬等に関すること	福祉保健部生活衛生課	025-280-5206
人の健康に関すること	福祉保健部健康対策課	025-280-5200
野生動物に関すること	県民生活・環境部 環境企画課	025-280-5152
家畜に関すること	農林水産部 畜産課	025-280-5308
【地域機関】 犬等に関すること	動物愛護センター	0258-21-5501
	下越動物保護管理センター	0254-24-0207
	上越動物保護管理センター	025-525-9263
【地域機関】 犬等に関すること 人の健康に関すること 野生動物に関すること	村上地域振興局健康福祉部	0254-53-3151
	新発田地域振興局健康福祉環境部	0254-26-9165
	新潟地域振興局健康福祉部	0250-22-5171
	三条地域振興局健康福祉環境部	0256-36-2360
	長岡地域振興局健康福祉環境部	0258-33-4930
	魚沼地域振興局健康福祉部	025-792-1145
	南魚沼地域振興局健康福祉環境部	025-772-2457
	十日町地域振興局健康福祉部	025-757-2400
	柏崎地域振興局健康福祉部	0257-22-4165
	上越地域振興局健康福祉環境部	025-524-6133
	糸魚川地域振興局健康福祉部	025-552-1783
	佐渡地域振興局健康福祉環境部	0259-74-3398
【地域機関】 家畜に関すること	中央家畜保健衛生所	0256-88-3141
	中央家畜保健衛生所佐渡支所	0259-63-2676
	下越家畜保健衛生所	0254-22-3067
	中越家畜保健衛生所	025-794-2121
	上越家畜保健衛生所	025-526-9441

狂犬病の拡大防止のための措置

(1) 狂犬病発症動物等との接触者への対応

措置	措置の詳細	主な実施機関
相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> 狂犬病に関する相談窓口を設置する。 	別紙4のとおり
PEPの勧奨と情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 接触の状況及び受傷の有無をふまえてPEPが必要と判断した者には、速やかにPEP実施可能な医療機関を受診するよう勧奨し、PEPを施した者の情報を医療機関から受理するよう努める。 	保健所
状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 接触者に関する状況の把握に努める。 	保健所 県健康対策課

(2) 狂犬病発症動物等及び狂犬病発症動物等との接触動物への対応

措置	措置の詳細	主な実施機関
接触動物に対する処置とその隔離 <small>法第9条</small>	<ul style="list-style-type: none"> 狂犬病予防員は、狂犬病発症動物から咬傷又は搔傷を受けた動物の隔離措置を行う。 この際、所有者から「保管依頼書」を受け、県の収容施設に収容・隔離する。 隔離にあたっては、被咬傷部位の洗浄及び消毒を実施し、必要に応じて狂犬病ワクチンを接種する。 隔離期間は最長6か月間とし、他の動物を避け、唾液等の体液により他の動物が暴露されないよう注意する。 	動物愛護センター 動物保護管理センター 保健所
隔離動物の観察 <small>政令第5条</small>	<ul style="list-style-type: none"> 狂犬病予防員は、狂犬病の症状の有無について観察を行う。 隔離動物が死亡した場合や、その状態等から狂犬病に罹患していることが強く疑われる場合は、致死処分し、狂犬病疑い動物と判断する。 犬等の致死処分を行う場合は、所有者の同意を得るとともに、処分前評価を行う。 	動物愛護センター 動物保護管理センター 保健所
二次接触動物(※)に対する対応 ※狂犬病発症動物から咬傷又は搔傷を受けた動物と接触した動物	<ul style="list-style-type: none"> 狂犬病予防員は、狂犬病予防注射歴等から、二次接触動物の隔離の必要性について判断する。 狂犬病予防員は、次の場合には二次接触動物を非感染と判断する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 二次接触動物への加害動物が、確定診断で陰性と判定された場合 イ 二次接触動物への加害動物が、二次接触動物を加害してから2週間以上生存している場合 	動物愛護センター 動物保護管理センター 保健所
優先的な狂犬病ワクチン接種	<ul style="list-style-type: none"> 接種が必要な犬に対しては、優先的にワクチン接種が実施できるように、(公社)新潟県獣医師会及び新潟県動物薬品器材協会と調整する。 	県生活衛生課
物品等の移送・移動の禁止と施設の洗浄・消毒の命令 <small>感染症法第27条、29条</small>	<ul style="list-style-type: none"> 狂犬病発症動物等が飼養されていた施設や移動したと考えられる場所の全ての物品等について、飼い主又は管理者に対し、移送・移動を禁止するとともに、洗浄・消毒するよう命ずる。 	保健所

(3) 対策を講ずる地域における対応

措置を講ずるエリア	措置の詳細	主な実施機関
第1エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狂犬病発生の公示及び、区域・期間を定めて、その区域内のすべての犬のけい留又は散歩を行う場合等における口輪の装着を命令する。 法第10条 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> ・ 狂犬病のまん延防止及び撲滅のため必要と認める場合は以下の措置の実施を検討する。 ア 犬の集合施設(ペットショー、ドッグラン等)の使用禁止を命令する。 法第17条 イ 犬の一斉検診及び臨時の予防注射を行わせる。 法第13条 ウ けい留されていない犬に対し、薬殺以外の方法による効果的な対策が実施できない合理的な理由がある場合には、薬殺による処置を検討する。 法第18条の2 エ 期間及び区域を定めて、犬又はその死体の移動を禁止又は制限する。 法第15条 	県生活衛生課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ けい留されていない犬の抑留を行う。 法第18条 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> ・ 狂犬病発症犬等の捕獲を行う。 ・ 捕獲に際して特に必要がある場合には、関係機関に連絡のうえ、期間を定めて交通のしや断又は制限を行う。 法第16条 	動物愛護センター 動物保護管理センター 保健所
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染(疑いを含む)動物、野生動物や野生化した動物、死亡動物などを対象としたモニタリング調査を実施する。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> ・ モニタリング調査の内容については、厚労省結核感染症課と協議のうえ決定し、地域住民、市町村、動物病院、医療機関等から異常行動を示す個体や死亡個体等の情報収集に努める。 	県連絡会議 現地連絡会議 動物愛護センター 動物保護管理センター 保健所
第2エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査の進捗状況等を踏まえて、清浄化確認のためのモニタリング調査を実施する。 	動物愛護センター 動物保護管理センター 保健所
第3エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集及び住民への情報提供を行い、清浄化確認のためのモニタリング調査を実施する。 	動物愛護センター 動物保護管理センター 保健所